

令和4年度の事業実績

ア 食品衛生法に基づく業種別許可施設数及び監視件数

(注：施設及び監視実績の無い業種を省略して作成)

※令和3年6月に改正食品衛生法が完全施行し、業種分類が変更となったため、改正前食品衛生法に規定する営業と改正後食品衛生法に規定する営業に分けて作成した。

(ア) 改正前食品衛生法第52条に規定する営業

(単位：件)

主業種名称	従業種名称	施設数			令和4年度 監視件数
		令和4年度	令和3年度	令和2年度	
飲食店営業	旅館・ホテル	69	81	90	24
	バー・キャバレー	115	143	169	9
	一般飲食店	4,633	5,855	6,904	1,064
	すし屋	115	150	176	25
	そば屋	157	224	271	21
	仕出し屋	8	14	16	7
	弁当屋	128	160	194	24
	そうざい店	209	282	396	22
	移動	0	0	1	0
	臨時	27	37	42	5
	集団給食	181	240	265	47
	自動車	56	71	72	34
	自動販売機	4	9	252	0
	小計	5,702	7,266	8,848	1,282
喫茶店営業	店舗	121	152	173	12
	自動販売機	28	38	1,305	1
	自動車	1	1	3	0
	小計	150	191	1,481	13
菓子製造業	パン製造業	172	211	265	16
	生菓子製造業	111	130	152	9
	その他の菓子製造業	203	240	279	30

令和4年度監視指導計画実施結果データ

	臨時	2	4	5	3
	自動車	7	10	12	0
	小計	495	595	713	58
あん類製造業		0	1	1	0
アイスクリーム類製造業		102	127	155	12
乳製品製造業		3	3	3	0
乳類販売業	専業	0	0	5	0
	ショーケース売り	0	0	691	0
	自動販売機	0	0	435	0
	自動車	0	0	1	0
	小計	0	0	1,132	0
食肉処理業		5	5	7	0
食肉販売業	店舗	100	106	106	10
	包装	0	0	408	0
	自動車	0	0	1	0
	小計	100	106	515	10
食肉製品製造業		5	5	5	0
魚介類販売業	店舗	54	60	66	16
	包装	0	0	378	0
	自動車	1	1	1	0
	小計	55	61	445	0
魚肉ねり製品製造業		3	3	3	0
食品の冷凍・ 冷蔵業	冷凍業	24	25	24	0
清涼飲料水製造業		1	1	1	0
冰雪販売業		0	0	3	0
食用油脂製造業	植物性油脂	2	2	2	0
みそ製造業		1	1	2	0
ソース類製造業		0	1	1	0

令和4年度監視指導計画実施結果データ

酒類製造業	2	3	5	0
豆腐製造業	1	3	6	1
納豆製造業	0	0	1	0
めん類製造業	18	22	26	0
そうざい製造業	206	225	226	39
添加物製造業	6	6	6	0
法許可 合計	6,881	8,652	13,611	1,431

(令和5年3月31日現在)

(イ) 改正後食品衛生法第55条に規定する営業許可業種

(単位：件)

主業種名称	従業種名称	施設数			令和4年度 監視件数
		令和4年度	令和3年度	令和2年度	
飲食店営業	一般飲食店	2,897	1,391		2,357
	集団給食	84	34		56
	自動車	57	23		58
	簡易	11	9		6
	移動	0	0		0
	臨時	11	9		4
	小計	3,060	1,466		2,481
調理機能を有する自動販売機		1	5		9
食肉販売業		18	11		9
魚介類販売業		8	5		4
食肉処理業	一般	2	2		4
	自動車	0	0		0
	小計	2	2		4
菓子製造業		126	70		95
アイスクリーム類製造業		6	5		1
乳製品製造業		1	1		0
清涼飲料水製造業		2	0		2
食肉製品製造業		1	1		0

令和4年度監視指導計画実施結果データ

水産製品製造業	2	1		2
食用油脂製造業	0	0		0
みそ又はしょうゆ製造業	1	1		0
酒類製造業	5	3		3
豆腐製造業	3	2		2
納豆製造業	1	1		0
麺類製造業	9	7		2
そうざい製造業	76	49		53
冷凍食品製造業	14	15		1
密封包装食品製造業	0	0		0
食品の小分け業	6	5		1
添加物製造業	0	0		0
法許可 合計	3,351	1,650		2,669

(令和5年3月31日現在)

(ウ) 改正後食品衛生法第57条に規定する営業届出業種

(単位：件)

主業種名称	従業種名称	施設数			令和4年度 監視件数
		令和4年度	令和3年度	令和2年度	
旧許可業 種であつ た営業	魚介類販売業（包装）	131	165		15
	食肉販売業（包装）	169	201		11
	乳類販売業	660	743		19
	冰雪販売業	3	3		0
	コップ式自動販売機 （自動洗浄・屋内設置）	1,627	1,549		0
	小計	2,590	2,661		45
販売業	弁当販売業	303	221		76
	野菜果物販売業	78	24		5
	米穀類販売業	9	6		1
	通信販売・訪問販売による 販売業	8	3		0
	コンビニエンスストア	324	289		31

令和4年度監視指導計画実施結果データ

	百貨店、総合スーパー	46	38		14
	自動販売機による販売業 (コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。)	181	150		0
	その他食料・飲料販売業	2,389	1,078		101
	小計	3,338	1,809		228
製造・加工業	添加物製造・加工業 (法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	0	0		0
	いわゆる健康食品の製造・加工業	1	0		1
	コーヒー製造・加工業 (飲料の製造を除く。)	7	3		0
	農産保存食料品製造・加工業	4	1		0
	調味料製造・加工業	13	9		1
	糖類製造・加工業	0	0		0
	精穀・製粉業	6	6		0
	製茶業	0	0		0
	海藻製造・加工業	0	0		0
	卵選別包装業	1	1		0
	その他食料品製造・加工業	11	6		0
	小計	43	26		2
上記以外のもの	行商	32	15		72
	集団給食施設	84	73		82
	器具容器包装の製造・加工業 (合成樹脂製に限る)	3	3		0
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	14	4		103
	その他	0	0		0
	小計	133	95		257
営業届出 合計		6,104	4,591		532
公衆衛生に与える影響が少ない営業		0	0		0
計		6,104	4,591		532

(令和5年3月31日現在)

イ 食鳥検査法に基づく許可施設数及び監視件数

(単位：件)

		令和4年度		令和3年度		令和2年度	
		施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数
合計		7	4	7	3	7	0
認定 小規模	1～3,000羽未満	7	4	7	3	7	0
	3,000～30万羽未満	0	0	0	0	0	0
30万羽以上		0	0	0	0	0	0

(令和5年3月31日現在)

ウ 東京都ふぐの取扱い規制条例に基づく施設数及び監視件数

東京都ふぐの取扱い規制条例に基づき、ふぐ認証施設や、有毒部位除去済みのふぐのみを取り扱うことができるふぐ加工製品の取扱届出施設に対し、ふぐの適切な取扱いについて監視指導を実施している。

(単位：件)

	令和4年度		令和3年度		令和2年度	
	施設数	監視数※	施設数	監視数※	施設数	監視数※
ふぐ認証施設	149	161	157	172	166	118

※(1) アの施設数及び監視件数から再掲

(令和5年3月31日現在)

エ 食品表示法に基づく立入指導件数

監視指導時に流通している食品の表示の適否について、立入り検査を行っている。

令和2年度、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症流行に伴い、営業自粛やイベント等の開催が中止されたことにより、監視数が激減した。

(単位：件・品目)

		令和4年度	令和3年度	令和2年度
軒数		248	23	12
品目数計		1,564	261	194
内 訳	輸入品	57	64	15
	国産品	1,507	197	179

オ 一斉監視指導状況

業態別、地区別、神社仏閣等でのお祭りにおいて飲食物を提供する施設に対し、定めた期間内に集中して一斉監視指導を行っている。

		回数	件数※1	簡易検査※2
合計		9	227	229
業態別 一斉監視	業種別	1	108	0
	学校給食	1	11	50
	保育施設(認可外含む)	1	46	169
	高齢者施設	0	0	0
地区別一斉監視		6	62	0

※1 (1) ア、イ、ウの監視件数から再掲

※2 (2) イ(ア)、(イ)の検体数から抜粋

カ 行事開催届等イベントの届出・許可状況

町内会等が短期間飲食物を提供するイベントや学園祭等の届出・営業許可について、相談や監視指導等を行っている。

(ア) 行事開催届等届出状況

(単位：件)

		令和4年度	令和3年度	令和2年度
行事開催届出件数		66	18	37
内訳 (出店場所別)	東京国際フォーラム	2	1	0
	有楽町交通会館・駅前広場	2	0	0
	農林水産省 消費者の部屋	0	0	0
	日比谷公園	9	4	1
	他(町内会等)	53	13	36
学園祭の届出数		13	4	0

(イ) イベント等に伴う短期営業許可状況 (単位：件)

		令和4年度	令和3年度	令和2年度
イベント等における許可件数※		133	48	72
内訳 (出店場所別)	KITTE	4	1	2
	東京国際フォーラム	2	0	0
	日比谷公園	82	21	22
	他	44	26	47
	自動車営業	1	0	1

※ (1) ア、イ の施設数より再掲

キ 緊急調査等

食品衛生に関する問題が、全国規模で発生している、特異な発生状況である等、早急な監視指導が必要になる場合は、被害の拡大防止を図ることを目的として緊急調査を行い、適切な対応を指示している。

事例	腸管出血性大腸菌 026 が検出された冷凍馬刺し
実施時期	2月、3月
実施内容	流通調査、及び区ホームページでの注意喚起
調査施設数	1

ク 路上営業等監視指導取り締り状況

許可の必要な食品営業は、許可施設内で衛生的に行うよう定められている。しかし、行商形態の営業、自動車での営業、固定店舗の施設外での営業に関する苦情が寄せられた際は、その都度調査・指導している（令和4年度の苦情件数3件）。また、日常的な監視指導の際、施設外で営業している施設には施設内で適切に営業を行うよう指導している。

令和3年6月の改正食品衛生法の完全施行により、弁当類の販売が東京都食品製造業等取締条例による許可制から食品衛生法に基づく届出制へ移行した。令和3年5月より、路上弁当の監視業務を一部委託（年85日実施）し、路上弁当監視員による販売実態調査を開始した。

(単位：件)

令和4年度監視指導計画実施結果データ

		令和4年度	令和3年度	令和2年度
合計		1,583	2,363	102
内訳	店頭販売	657	835	59
	自動車	821	1,446	42
	路上販売	105	82	1

※店頭販売には、飲食店営業の店前を含む
自動車には飲食店営業（自動車）を含む

ケ 窓口受付及び所内指導

窓口等では、営業許可申請業務の他に、食品衛生や表示に関する相談業務を行っている。

(ア) 窓口及び電話受付数

(単位：件)

			令和4年度	令和3年度	令和2年度
合計			24,928	29,390	27,660
窓口業務	各種手続き	許可申請等	6,686	7,587	6,988
		各種届出等	4,186	5,212	4,625
		ふぐ・免許関係	98	165	118
	指導相談	表示・規格基準	47	120	107
		苦情・相談	11	12	13
		函面・事前相談	2,503	3,411	2,737
	情報公開請求・台帳照会		461	684	569
	食の安全自主点検店公表制度		7	17	3
	食品表示相談		30	63	70
	その他窓口業務		14	8	60
電話業務	許可関係		7,302	8,681	9,280
	食品の取扱い・基準関係		814	830	902
	苦情・相談		2,073	1,424	1,244
	情報公開請求・台帳照会		257	351	196
	食の安全自主点検店公表制度		20	15	8
	食品表示相談		142	468	432
	その他電話問い合わせ		275	342	308

(イ) 表示相談の内訳

(単位：件)

			令和4年度	令和3年度	令和2年度
合計			369	531	502
食品表示法	衛生事項	相談数	195	238	322
		食品数	199	220	316
	保健事項	相談数	87	140	149
		食品数	95	142	144
	その他	相談数	153	153	31
		食品数	163	163	31
健康増進法 誇大表示の禁止指導 (再掲)		相談数	5	3	3
		食品数	5	3	3

※衛生事項：添加物、賞味・消費期限、保存方法、アレルギー、製造所情報等

保健事項：栄養成分表示

誇大表示：「著しく」事実と相違する表示又は「著しく」人を誤認させるような表示に対し、指導している。

(2) 食品衛生検査

目的 公衆衛生上必要な措置の基準、表示基準等の違反及び不良食品を発見し、飲食物に起因する衛生危害の発生を防止する。

根拠 食品衛生法、食品表示法、健康増進法等

対象 区内の食品等事業者及び広告を行う事業者

内容 食中毒の発生を未然に防ぐため、飲食店等の監視指導の一環として、従業員の手指、器具、食品等の簡易検査を行う。あわせて、食品の表示検査を実施する。

検査の結果、不良な食品や器具、不適正な表示等があった場合は、指導する。

令和4年度の事業実績

ア 簡易細菌検査

取扱器具及び食品等の検査（生活衛生課食品監視指導係実施）

(ア) ふきとり法

区分	検査		大腸菌群			大腸菌		黄色ブドウ球菌		腸炎ビブリオ		その他	
	検体数	項目数	(-)	(+) ~ (++)	(+++) ~ ∞	(-)	(+) 以上	(-)	(+) 以上	(-)	(+) 以上	(-)	(+) 以上
合計	165	603	116	33	9	156	3	130	7	12	1	0	0
調理人手指	6	24	6	0	0	6	0	4	2	0	0	0	0
器具類	食器	1	4	1	0	0	1	0	1	0	1	0	0
	まな板	4	14	2	0	1	3	0	3	0	0	0	0
	その他の器具	105	396	72	22	4	101	2	98	3	8	1	0
食品	生野菜	4	15	2	2	0	4	0	3	0	0	0	0
	その他の食品	45	150	33	9	4	41	1	21	2	3	0	0

(-) : 0 (+) : 1~10 (++) : 11~100 (+++) : 101~1,000 ∞ : 1,001~ (CPU)

※判定は、検査する時の状態を総合的に判断して行う。

(ウ) ATP法

(単位：検体)

主検体名	検体数	結果				
		1～ 1,000 RLU	1,001～ 10,000 RLU	10,001～ 100,000 RLU	100,001 RLU ～	
合計	459	151	192	107	9	
内訳	手指	23	6	10	7	0
	まな板	37	26	9	2	0
	食器	25	23	2	0	0
	器具類	364	94	165	96	9
	その他	10	2	6	2	0

※ATPは生物が蓄えている物質であり、微生物、食物残渣等にも存在する。数値は専用の器具を用いてATPが特定の酵素と反応して発光した強さを測定したものである。結果は洗浄度の目安と考えられ、数値が高いほど汚れが多いと言える。

イ 表示検査

(単位：件)

		令和4年度		令和3年度	令和2年度	
		国産品	輸入品			
総検査品目数	1,564	1,507	57	261	194	
総表示違反品目数	248	244	4	20	13	
内訳	無表示	25	25	0	18	1
	名称	2	2	0	0	0
	期限表示	10	10	0	3	1
	製造者住所氏名	53	52	1	0	10
	食品添加物	66	66	0	1	0
	その他	112	112	0	7	13

※1品目で不適項目が複数のあるものがあるため、内訳の合計と違反品目数は一致しない。

(3) 違反食品調査

- 目的 食品等の規格基準、表示基準等の違反が疑われる不良食品を発見した場合、食品衛生上の危害排除を図る。
- 根拠 食品衛生法、食品表示法、健康増進法、東京都ふぐの取扱い規制条例等
- 対象 区内の食品等事業者及び広告を行う事業者
- 内容 区内の食品等事業者が取り扱う不良食品に対し、必要な調査・指導を行い、不良食品を排除する。区内にて区外の食品等事業者が取り扱う不良食品を発見した場合は、関係自治体等に調査・指導を依頼する。

令和4年度事業実績

ア 違反食品に関する分類

(単位：調査事業者数)

		令和4年度		令和3年度	令和2年度	
		国産品	輸入食品			
合計		63	31	32	65	42
内訳	千代田区内で発見し、千代田区で指導したもの	0	0	0	1	1
	千代田区内で発見し、他自治体に依頼したもの	13	10	3	7	6
	営業者の自己申告によるもの	5	3	2	23	5
	他自治体等からの通報によるもの	45	18	27	34	30

イ 違反食品等の調査

(単位：調査事業者数)

		令和4年度	令和3年度	令和2年度
合計		63(32)	65(27)	42(22)
内訳	法第6条 (不衛生食品等の販売等の禁止)	11(4)	15(2)	6(3)
	法第10条(病肉等の販売等の禁止)	0(0)	0(0)	0(0)
	法第12条(添加物等の販売等の制限)	0(0)	0(0)	0(0)
	法第13条(食品の規格及び基準)	16(14)	14(11)	10(8)
	法第18条(器具又は容器包装の規格・基準)	0(0)	0(0)	1(1)

令和4年度監視指導計画実施結果データ

法第62条（おもちゃ等への準用規定）		0(0)	0(0)	0(0)
食品表示法	生鮮食品	2(1)	1(1)	0(0)
	加工食品	36(14)	34(11)	29(8)
その他		1(0)	4(1)	0(0)
固有記号調査		0(0)	0(0)	0(0)

※（ ）内輸入食品再掲 法：食品衛生法
1件で違反条項が複数のあるものがあるため、内訳の合計と合計は一致しない。

ウ 違反食品等の調査に伴う検査実施状況

検査機関：東京都健康安全研究センター

(内訳単位：延べ検査数)

		令和4年度	令和3年度	令和2年度
検体数		1	0	0
内 訳	細菌検査	0	0	0
	害虫検査	1	0	0
	化学検査	0	0	0

(4) 苦情相談処理

目的 飲食に関連する苦情・申し出に対し、再発防止を図る。

根拠 食品衛生法、食品表示法、東京都食品製造業等取締条例等

対象 区内の食品等事業者及び在住・在勤・在学者等

内容 異物混入、腐敗変敗等の不良食品や飲食店の衛生管理等についての申し出に対し、食品等事業者の調査・指導を行う。その際、必要に応じて食品等の検査を行う。

また、飲食店等の路上営業や騒音等の申し出があった場合は、区民の生活への影響を排除するため、必要に応じて関係機関等と協力して調査・指導を行う。

令和4年度の事業実績

ア 苦情処理状況

		令和4年度		令和3年度		令和2年度	
		件数	延調査人数	件数	延調査人数	件数	延調査人数
合計		230	728	217	683	245	736
内 訳	異物混入	39	126	37	88	27	70
	カビ・異臭・異味・ 変色・腐敗	13	46	14	37	11	28
	食品の取扱い不良	32	91	23	51	33	97
	表示	12	28	19	56	5	11
	施設	21	100	30	116	36	125
	有症苦情	72	213	52	163	45	157
	路上等での営業	3	11	10	36	26	106
	その他	38	113	61	207	69	180

※1件で苦情内容が複数のものであるため、件数及び延べ調査人数の合計と内訳の合計は一致しない。

イ 苦情処理に伴う検査実施状況（食中毒疑いとして検査した物を除く）

（ア） 検査機関：生活衛生課試験検査係・食品監視指導係

（内訳単位：延べ検査数）

		令和4年度	令和3年度	令和2年度
検体数		12	1	0
内 訳	細菌検査	1	0	0
	化学検査	0	0	0
	簡易細菌検査※1	11	11	0

※1（2）イ（ア）、（イ）の検体数より再掲

(イ) 検査機関：東京都健康安全研究センター (単位：件)

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
総数	1	0	0
内訳	官能検査 1	0	0
	顕微鏡検査 1		

※1 検体で複数検査しているものがあるため、内訳の合計と検体数は一致しない。

(5) 食中毒調査

目的 食品により健康被害が発生した疑いがある場合、迅速かつ的確な調査、検査及び関係機関との円滑な情報交換を行い、その原因の追求と被害の拡大防止を図る。必要に応じて感染症対策部門と連携して調査を行う。

根拠 食品衛生法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等

対象 区内の食品等事業者及び在住・在勤・在学者

令和4年度の事業実績

ア 食中毒発生状況

(単位：件・人)

		令和4年度	令和3年度	令和2年度
区内	件数	8	2	6
	患者数	34	22	11
	被調査人数	406	36	87
東京都内	件数	106	80	96
	患者数	687	471	3,146

※東京都内の数値は速報値である。

イ 食中毒発生状況の詳細

(単位：人)

No.	発生年月日	原因施設所在地	原因食品	病因物質	患者数	喫食者数	延べ調査人数 ^{※1}
1	令和4年5月16日	丸の内	牛タンユッケ	腸管出血性大腸菌 O157	5	6	18
2	令和4年6月12日	内幸町	お刺身三点盛り (マグロ、スズキ、シメサバ)	アニサキス	1	2	2
3	令和4年8月21日	内神田	寿司(サバ、ハマチ等)	アニサキス	1	1	7
4	令和4年8月26日	大手町	鶏そぼろ重	黄色ブドウ球菌	4	9	15
5	令和4年9月8日	六番町	鶏ささみ串を含む串焼き料理	カンピロバクター	11	279	290
6	令和4年11月6日	神田三崎町	加熱不十分な鶏肉料理を含む食事	カンピロバクター	4	5	30
7	令和5年3月12日	有楽町	生食用カキを含む食事	ノロウイルスGII	7	9	40
8	令和5年3月13日	丸の内	寿司(ブリ、サーモン、アジ等)	アニサキス	1	1	4

※1 延べ被調査者人数は当該事件で調査を受けた全ての延べ人数であり、他自治体で調査を受けた人を含む。

ウ 関連調査状況

(単位：件・人・件)

年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
件数	57	43	24
被調査人数	30	107	3,514
被調査施設数	60	44	31

※他の自治体が探知した、食中毒、食中毒疑い、有症苦情及び感染症に関する区内の調査状況(原因施設が区内の食中毒事件を除く)。

※被調査施設数には医療機関を含む。

エ 食中毒調査に伴う検査実施状況

(単位：件)

		令和4年度				令和3年度	令和2年度	
		原因施設が区内の食中毒事件		原因施設が区外 または原因が特定できない事件				
		細菌検査	ウイルス検査	細菌検査	ウイルス検査			
微生物検査合計		321	162	22	112	25	345	201
内 訳	食品	48	22	6	17	3	46	18
	ふきとり	100	55	2	41	2	72	39
	ふん便・吐物	101	29	14	38	20	160	108
	菌型試験 (毒素型別試験を含む)	72	56	0	16	0	67	36
	遺伝子検査精密測定	0	0	0	0	0	0	0
化学検査合計		0	0		0		0	0
寄生虫		18	5		13		6	15

(検査機関：東京都健康安全研究センター)

オ 食中毒が疑われた感染症の調査及び検査実施状況

(単位：件・人)

	令和4年度			令和3年度	令和2年度
	合計	被調査人数	被調査施設数		
合計	4	3	2	9	8
腸管出血性大腸菌	3	3	1	7	3
サルモネラ	0	0	0	1	2
腸チフス	0	0	0	0	0
A型肝炎	0	0	0	0	0
E型肝炎	0	0	0	0	2
ノロウイルス	1	0	1	1	0
不明	0	0	0	0	1

※腸管出血性大腸菌は送付書作成のみの案件があるため、合計が一致しない。

(6) 不利益処分

目的 食品等事業者が食中毒を発生させた場合や、違反食品を取り扱っていた場合、営業許可の取消し又は営業等の禁止又は停止、取扱及び施設改善命令等、必要な処分（不利益処分）を、時機を失することなく的確かつ厳正に行う。

根拠 食品衛生法、食品表示法、代田区食品衛生関係不利益処分取扱要綱等

対象 区内の食品等事業者

令和4年度の事業実績

ア 不利益処分件数

(単位：件)

		令和4年度	令和3年度	令和2年度
命令書交付数		8	3	5
内訳	食中毒等	8	3	5
	違反食品等	0	0	0

イ 命令書交付事例

No.	交付年月日	業種	違反条項	違反内容	処分内容	原因食品
1	令和4年5月16日	飲食店営業(一般)	食品衛生法第6条	食中毒の発生(腸管出血性大腸菌O157)	営業等停止命令(7日)	(牛)タンユッケ
2	令和4年6月12日	飲食店営業(一般)	(旧法)食品衛生法第6条	食中毒の発生(アニサキス)	営業等停止命令(1日)	お刺身三種盛り(マグロ、スズキ、シメサバ)
3	令和4年8月21日	飲食店営業(一般)	(旧法)食品衛生法第6条	食中毒の発生(アニサキス)	営業等停止命令(1日)	寿司(サバ、ハマチ等)
4	令和4年8月26日	飲食店営業(一般)	食品衛生法第6条	食中毒の発生(黄色ブドウ球菌)	営業等停止命令(4日)	鶏そぼろ重
5	令和4年9月8日	飲食店営業(一般)	(旧法)食品衛生法第6条	食中毒の発生(カンピロバクター)	営業等停止命令(5日)	鶏ささみ串を含む串焼き料理

令和4年度監視指導計画実施結果データ

6	令和4年 11月6日	飲食店営業 (一般)	(旧法)食 品衛生法 第6条	食中毒の発生 (カンピロバク ター)	営業等停 止命令 (5日)	加熱不十分 な鶏肉料理 を含む食事
7	令和5年 3月12日	飲食店営業 (一般)	(旧法)食 品衛生法 第6条	食中毒の発生 (ノロウイル ス)	営業等停 止命令 (3日)	生食用カキ を含む食事
8	令和5年 3月13日	飲食店営業 (すし屋)	(旧法)食 品衛生法 第6条	食中毒の発生 (アニサキス)	営業等停 止命令 (1日)	寿司(ブリ、 サーモン、ア ジ)

(7) 保菌者検索事業及び病原体保有者調査

目的 食中毒の未然防止し、散発型集団発生食中毒の早期発見を図る。

根拠 千代田区保菌者検索事業実施要綱、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

対象 区内の食品等事業者及び在住・在勤・在学者

内容 東京都と連携・協力し、腸管出血性大腸菌O157(以下「O157」)及びサルモネラの無症状病原体保有者調査(検便)と同散発患者を対象とした発生動向調査を行う。

ア 保菌者検索事業及び無症状病原体保有者調査

特定の業種に従事する者を対象に5月から7月までの期間に実施する。結果が陽性の場合、疫学的性状検査、行動調査及び必要な指導を行う。併せて結果を東京都に情報提供する。

食品取扱従事者が自主的に千代田保健所生活衛生課試験検査係にて検査した検便等で陽性となった場合も、同様に措置する。

イ 散発患者発生動向調査

医療機関からの患者発生の届出があった者等を対象とし、同様に措置する。

沿革 平成11年4月 保菌者検索事業開始

令和4年度の事業実績

ア 保菌者検索事業

(単位：件)

	令和4年度			令和3年度			令和2年度			
	回収 検査数	○157 陽性	サルモネラ 陽性	回収 検査数	○157 陽性	サルモネラ 陽性	回収 検査数	○157 陽性	サルモネラ 陽性	
合計	321	0	0	273	0	0	159	0	2	
飲食店 営業	弁当屋	13	0	0	14	0	0	1	0	1
	仕出屋	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	すし屋	49	0	0	66	0	0	37	0	0
	そば屋	17	0	0	34	0	0	7	0	0
	焼肉店等	22	0	0	10	0	0	4	0	0
	一般	194	0	0	138	0	0	106	0	1
魚介類販売業	3	0	0	2	0	0	0	0	0	
食肉販売業	2	0	0	6	0	0	2	0	0	
食肉処理業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
食鳥処理業	0	0	0	0	0	0	2	0	0	
豆腐製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
集団給食	20	0	0	3	0	0	0	0	0	
その他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	

(検査機関：生活衛生課試験検査係（令和2年度より）

一般社団法人東京都食品衛生協会東京食品技術研究所（令和元年度まで）

※令和2年度より委託検査ではなく、試験検査係にて実施。採便管の送付は行わず、対象施設に実施案内を送付。

イ 無症状病原体保有者の疫学的性状検査件数

(単位：件)

		令和4年度	令和3年度	令和2年度
合計		2	2	2
内 訳	腸管出血性大腸菌	2	1	0
	サルモネラ	0	1	2

ウ 散発患者発生動向調査に基づく疫学的性状検査件数

(単位：件)

		令和4年度	令和3年度	令和2年度
合計		3	2	1
内 訳	腸管出血性大腸菌	3	2	1
	サルモネラ	0	0	0

(8) 普及啓発事業

目 的 食品衛生についての知識の普及啓発を行い、食中毒の発生等を防ぐ。

根 拠 食品衛生法、食品安全基本法

対 象 区内の食品等事業者及び在住・在勤・在学者

令和4年度の事業実績

ア 街頭活動、印刷物等

名称	実施期間	開催場所	内容
広報千代田	令和4年6月20日号 令和4年8月5日号 令和4年9月5日号 令和4年11月20日号 令和5年2月5日号		食品衛生に関するコラムの掲載
食中毒予防 画像の放映	令和4年8月1～7日 令和4年12月1～7日	有楽町ビ ックビジ ョン	食中毒予防3原則と食肉の注意喚起
	令和4年8月1～7日 令和4年12月1～7日	A K I B A ビ ック ビ ジ ョ ン	

令和4年度監視指導計画実施結果データ

	令和4年8月	千代田区役所 1階ロビー	食中毒予防月間の告知
	令和4年8月	千代田区役所 屋外電光盤	食中毒予防の注意喚起
	令和4年8月	日本武道館 屋外電光盤	食中毒予防の注意喚起
食中毒予防標語の掲示 ポスター 掲示	令和4年8月	区内掲示板	食中毒予防周知ポスター及び 肉の生食の危険周知ポスター (計100か所)
	令和4年12月		ノロウイルス予防周知ポスター (計60か所)
	令和5年2～3月		手洗い方法周知ポスター (計60か所)
チラシ配布	令和4年4月～令和5年 3月	区内マンション	食中毒予防周知チラシ (毎月550枚)
普及啓発 資料の配布	通年	千代田保健所 1階 千代田会館 8階	標語入りウェットティッシュ(2,000 個)及び食中毒予防チラシ入りポ ケットティッシュ(4,000個)の窓口 配布
	令和4年8月	保健所、区役 所、出張所	パンフレット等セット(1,000個)
食品衛生カ レンダーの 配布	令和4年11～12月	学校・社会福 祉施設・営業 者	送付(2,552部)
	令和4年11～12月	保健所・出張 所・区役所等	窓口配布(2,448部)
	令和4年12月	区HP	衛生点検カレンダー解説書を掲載
駅頭キャン ペーン	令和4年11月2日	有楽町駅 前・御茶ノ水 駅前	食品衛生に関するパンフレット等の 配布(2,000部)

イ 在住、在勤及び在学者対象講習会

(単位：回・人)

		令和4年度		令和3年度		令和2年度	
		実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数
合計		1	7	6	41	3	25
内 訳	消費者向け衛生講習会	1	7	-	-	-	-
	学園祭における衛生講習会	-	-	-	-	-	-
	両親学級	-	-	6	41	3	25
	依頼による講習会	-	-	-	-	-	-

ウ 区内営業者対象講習会

(単位：回・人)

		令和4年度		令和3年度		令和2年度	
		実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数
合計		13	219	22	129	41	201
内 訳	夏季・秋季食品衛生講習会	-	-	-	-	-	-
	営業許可更新施設対象衛生講習会	-	-	-	-	-	-
	食中毒等発生施設対象衛生講習会	8	17	3	7	5	10
	依頼による衛生講習会	3	117	3	106	1	39
	業種別衛生講習会	2	85	-	-	-	-
	ふぐ加工製品取扱者講習会及び説明会	-	-	16	16	27	30
	H A C C P講習会	-	-	-	-	8	122
	食品表示講習会	-	-	-	-	-	-

エ その他

令和4年11月より、区公式YouTubeチャンネルに食品表示講習会の動画を掲載している。

(9) 千代田区食品衛生推進員制度

目 的 食品衛生推進員が行政施策に協力して、食品等事業者からの相談に応じ、助言等の活動を行うことにより、食品等事業者の食品衛生の向上に関する自主的な活動を推進する。

根 拠 食品衛生法、千代田区食品衛生推進員設置要綱

内 容 食品衛生推進会議や意見交換会を開催して食品衛生行政への提言を得る。その他、千代田区食品衛生推進員と合同で食品衛生に関するキャンペーン等の活動を行う。食品衛生推進員は、社会的信望があり、かつ食品衛生に熱意と識見を有する者に区長が委嘱する。任期は2年である。

沿 革 平成9年10月 事業開始

令和3年4月 第13期千代田区食品衛生推進員11名活動開始

令和4年度の活動実績

日付	内容	会場
令和4年6月17日	千代田区食品衛生推進会議	千代田会館10階
令和4年8月20日 ～9月3日	第1回食品衛生推進員講習会	書面、Web併用開催
令和4年11月2日	駅頭キャンペーン	有楽町駅 御茶ノ水駅
令和4年12月	令和5年度千代田区食品衛生監視指導計画(素案)への意見提出	—
令和5年1月16日 ～1月31日	第2回食品衛生推進員講習会	書面、Web併用開催

(10) 食の安全自主点検店公表制度

目的 区内食品営業施設の衛生水準向上を図るとともに、区民が利用する際の食品営業施設選択の一助とする。

根拠 食品衛生法、食の安全自主点検店公表制度実施要綱
 対象 区内の食品等事業者
 内容 食品等事業者は食品衛生法に基づき HACCP の考え方を取り入れた衛生管理を行わなければならない。これに加えて、食中毒が多発するメニューについて、千代田区長が定める方法で管理を行う施設について、千代田保健所長が食中毒発生の危険性が軽減されている施設であると認定し公表することで、区民等が利用する食品営業施設の選択の一助とする。

沿革 平成28年6月 食の安全自主点検店公表制度実施要綱施行
 令和3年6月 食品衛生法改正（HACCP 制度化）に伴う要綱改正

令和4年度の事業実績

(単位：件)

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
認定店	84	62	52

(令和5年3月31日現在)

(11) 自主回収届出制度

目的 食品による健康への悪影響を未然に防止するため、事業者が自主的に違反食品等の排除に取り組むとともに、自主回収情報を消費者に広く周知することにより回収を促進する。

根拠 食品衛生法、食品表示法等
 対象 区内の食品等事業者
 内容 食品等事業者は、販売している食品に健康への悪影響が想定される事例が発生し、自主的に回収する場合、管轄の保健所に届出を行い、衛生面での危害排除を行う。また、回収を終了した際は、同様に届出を行う。令和3年6月より、食品衛生法及び食品表示法に基づく届出となった。健康被害発生の危険度を考慮したクラス分類（CLASS I～CLASS III）がされるようになり、厚生労働省のホームページで回収情報の確認ができるようになった。

沿革 平成16年4月 東京都食品安全条例施行

令和3年6月 食品衛生法第58条及び食品表示法第10条に基づく自主回収
届出制度の創設

令和4年度の事業実績

ア 東京都食品安全条例に基づく自主回収の届出（令和3年5月まで）

（単位：件）

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
着手報告	0	1	9
完了報告	2	1	8

イ 食品衛生法及び食品表示法に基づく自主回収の届出（令和3年6月より）

（単位：件）

		令和4年度			
		計	CLASS I	CLASS II	CLASS III
食品衛生法	着手報告	5	0	4	1
	完了報告	5	0	4	1
食品表示法	着手報告	1	0	1	0
	完了報告	2	0	2	0
自主回収に関する相談・報告		0	0	0	0

(12) 経由事務・進達

目的 都知事の権限に属する事務の一部を特別区が処理することにより、能率的な
行政の確保を図る。

根拠 地方自治法、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例、

対象 区民、及び区内の食品等事業者

内容 都知事の権限に属する事務のうち、申請や届出関係（ふぐ認証関係、調理師
免許関係等）を窓口で受付し、東京都へ経由事務を行う。

沿革 昭和22年4月 地方自治法施行

令和4年度の事業実績

ア 調理師法・製菓衛生師法による免許申請等経由事務

(単位：件)

		令和4年度	令和3年度	令和2年度
合計		11	40	19
内 訳	調理師免許	7	21	14
	調理師免許名簿訂正	0	5	2
	調理師免許再発行	4	13	3
	製菓衛生師免許	0	1	0

イ 東京都ふぐの取扱い規制条例による経由事務

(単位：件)

		令和4年度	令和3年度	令和2年度
合計		51	57	58
内 訳	認証書申請	15	27	13
	認証書返納	26	29	36
	地位承継届	4	1	6
	書き換え	6	0	3

(13) 官公署等からの照会

目的 区が保有している食品等事業者に関する情報に対し、税務署や警察署などの他官公署等から、職務遂行に必要な情報について、法令に基づいた照会がある。それに対し回答する。

根拠 刑事訴訟法、弁護士法、出入国管理及び難民認定法、国税徴収法、地方自治法など

内容 根拠法令に応じ、開示可能な情報について回答する。

令和4年度の事業実績

(単位：件)

令和4年度監視指導計画実施結果データ

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
件数	134	178	126
新型コロナ助成金関係(再掲)	5	12	3